

赤十字が提供できる メニュー&お問い合わせ先

日本赤十字社では、個人をはじめ自治会・町内会や企業・団体で活用いただける様々なメニューを用意しています。



お問い合わせ先

048-789-7117 (代表)

いのちと健康を守る方法を知りたい! (担当: 救護・講習課)

●個人で各種講習会に参加したい!

ホームページで開催日程を公開しています。専用サイトからお申込みください。



●指導員を派遣してほしい!

防災訓練や研修などでご活用いただいています。ご希望の場所や時間、内容に応じて指導員を派遣します。ホームページで開催条件等をご確認のうえ、開催2か月前までにお電話ください。



企業・官公庁向け

命を守る講習普及プログラム

「命を守る」知識と技術を習得した従業員を養成しませんか? プログラムの趣旨に賛同の上、講習を実施いただいた団体には「アクリルプレート」「AEDステッカー」「ピンバッジ」をプレゼント! お客様へのPRにご活用ください!



防災・減災について学びたい! (担当: 青少年・ボランティア課)

自治会・町内会から小学校区程度までの住民を対象とした研修会などに講師を派遣します。ご希望の場所や時間、内容にお応えします。

災害への備え (約60分間)	災害・防災についての考え方や地震・大雨災害など災害別の想定被害等、平時の備えの重要性を理解します。
災害エスノグラフィー (約60~75分間)	大規模災害の被災者の体験談を通じて、災害を追体験することで被災の具体的なイメージを理解します。
災害図上訓練 (DIG: Disaster Imagination Game) (約120分間)	地域の防災マップの作成を通じて、防災上の資源や危険箇所等を把握・理解し、個人や地域での防災対策の実施につなげます。
家具安全対策ゲーム(KAG) (約30分間) おうちのケンケン(約45分間)	自宅(部屋)の平面図を描くゲームを通じて、地震で起こる被害や危険な場所を把握し、家具の安全対策の必要性を理解します。
ひなんじょ たいけん (約90~120分間)	避難所を作るカードゲームを通じて、大地震における避難所生活の一部を体験し、「避難者の目線で心がける要点」を理解します。

※時間は目安です

ボランティアとして活動したい!

(担当: 青少年・ボランティア課)

学校(園)で青少年赤十字に加盟したい!

(担当: 青少年・ボランティア課)

ボランティアや加盟校は随時募集しています。担当までお問い合わせください。



赤十字活動の“今”を伝えます! 公式SNS運用中!



2025年度の活動報告動画をぜひご覧ください!

■埼玉の赤十字2025年度の活動



 **日本赤十字社** 埼玉県支部
Japanese Red Cross Society

令和8年4月1日発行



2026-2027
埼玉の赤十字



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

「人間を救うのは、人間だ。」

私たちは、
いのちと健康、尊厳を守るため、
365日、皆様とともに動き続けてまいります



私たちについて

03 ▶ 04



災害救護

05 ▶ 06



講習普及

07 ▶ 08



国際活動

12



医療事業

13



血液事業

13



防災教育

09



青少年赤十字

10



ボランティア

11



社会福祉事業

14



看護師の養成

14



赤十字に
思いを託す

15 ▶ 16

県内の
赤十字施設

17 ▶ 19

メニュー・
お問い合わせ

20



赤十字は世界中に。 もちろんあなたのそばにも。



赤十字は、アンリー・デュナン(スイス人:第1回ノーベル平和賞受賞者)が提唱した「人の命を尊重し、苦しみの中にいる者は、敵味方の区別なく救う」ことを目的とし、世界191の国と地域に広がるネットワークを生かして活動する組織です。
日本赤十字社はそのうちの一社であり、西南戦争における負傷者救護で初めての活動を行って以来、国内外における災害救護をはじめ、苦しむ人を救うために幅広い分野で活動しています。

赤十字の組織としくみ

赤十字国際委員会(ICRC)



ICRC

武力紛争やその他の暴力の伴う事態によって犠牲を強いられている人々の生命と尊厳を保護し、必要な援助を提供しています。

国際赤十字・赤新月社連盟(IFRC)



191の赤十字社・赤新月社の連合体。各国での活動を支援・推進し、災害などの際には国際的な活動を指揮・調整します。

各国の赤十字社、赤新月社



紛争や自然災害による傷病者の救護活動、平時の医療・保健事業、防災・減災活動などを行っています。(赤十字156社、赤新月34社、ダビデの赤盾1社)

01 赤十字の成り立ち

スイスの実業家アンリー・デュナンは1859年、イタリア統一戦争の激戦地・ソルフェリーノで悲惨なありさまを目の当たりにし、負傷者の救護活動にあたりました。
ジュネーブに戻ったデュナンは、この時の様子を「ソルフェリーノの思い出」として著し、「傷ついた兵士はもはや兵士ではない、人間である。人間同士としてその尊い生命は救われなければならない」と、国際的な救護団体の必要性を訴えました。
本書はヨーロッパ各国で大きな反響を呼び、1864年にジュネーブ条約が調印され、国際赤十字組織が誕生しました。



赤十字創設者アンリー・デュナン

02 日本赤十字社の使命

私たちは、「苦しんでいる人を救いたい」という思いを結集し、いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守ります。



03 赤十字の基本原則

私たちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

人道 Humanity	公平 Impartiality	中立 Neutrality	独立 Independence	奉仕 Voluntary Service	単一 Unity	世界性 Universality
----------------	--------------------	------------------	--------------------	-------------------------	-------------	---------------------

04 日本赤十字社埼玉県支部について

日本赤十字社は、日本赤十字法に基づいて設置された認可法人です。
1877年、西南戦争のさなか、佐野常民と大給恒の両元老院議員によって設立された「博愛社」という救護団体がその前身です。
日本政府がジュネーブ条約に加入した翌年の1887年、日本赤十字社に改称し、世界で19番目の赤十字社として認められました。同年、埼玉県支部の前身である「埼玉県委員」が創設され、県庁内に事務所を構えました。その後、さいたま市浦和区内に拠点を移し、県内における赤十字活動を推進しています。



博爱社設立許可の図
(熊本洋学校教師館ジェーンズ邸)

05 日本赤十字社の事業

いのちを救う

- ・国内災害救護事業
- ・国際活動
- ・医療事業
- ・血液事業
- ・講習普及事業

3つの活動領域

生活を支える

- ・ボランティア事業
- ・社会福祉事業

ひとを育む

- ・青少年赤十字事業
- ・看護師等の養成



いかなる状況下でも
人間のいのちと健康を守る

日本赤十字社は、災害対策基本法等により「指定公共機関」に位置付けられているとともに災害救助法により国及び都道府県等が行う救助に協力することが求められています。

災害時に必要とされる救護を円滑に行うため、日頃から、訓練、人材育成、救護物資の備蓄など、常に災害に対応できる体制を整えています。

災害時にはいち早く救護班などを派遣し、

全国に広がるネットワークを駆使して救護活動を行います。



01 医療救護・こころのケア

災害が発生すると、ただちに救護班等の要員を被災地に派遣し、他の救護団体と連携・協力しながら医療救護をはじめとする活動を行います。被災者や支援者などへのこころのケアも重要な活動のひとつです。

県内3つの赤十字病院の医師、看護師等による常備救護班を10班編成しており、災害発生時に迅速かつ効果的に活動できるよう、行政機関や救護団体などと実践的な訓練を重ねています。

02 救護用資機材の配備、救援物資の備蓄

災害時に迅速な対応を可能とするため、県内各地に災害救援車両および活動に必要な資機材を配備しています。

また、災害時に被災者にお配りするため、毛布や緊急セット、安眠セット、感染予防セット、布団セットなどを備蓄しています。



緊急セット

ラジオ、懐中電灯、包帯、ガーゼ等が収納されています。外袋はバッグとして使用できます。



安眠セット

マットや枕、アイマスク、耳栓、スリッパ等が収納されています。

03 義援金の受付・配分

被災地の方々を支援するため、災害ごとに義援金を受け付けています。お寄せいただいた義援金は、被災都道府県が設置する義援金配分委員会へ全額をお送りします。

義援金は同委員会が定める配分基準に従って、市区町村等の自治体へ配分され、被災地の方々の生活支援に役立てられます。



新たに任命された 救護員の養成研修

令和7年6月25日(水)～27日(金)

場所 | いこいの村ヘリテージ美の山
(皆野町)

自然災害が頻発化・激甚化する中、赤十字の災害対応力を高めるため、新たに任命した救護員の集中訓練を行いました。被災地での活動経験豊富な指導者のもと、災害救護について座学で学んだ後、多数傷病者が発生している災害の超急性期をシミュレーションした救護所運営訓練を実施し、実践力を身に付けました。



上記研修内容をまとめた動画です！
ぜひご覧ください。





いのちと健康を守る方法を伝える

いざというとき、家族や周りにいる人がすぐに手当を行えば、救命の可能性は高くなります。

日本赤十字社では、人命を救う方法や健康で安全に暮らすための知識と技術を伝える講習会を各地で開催しているほか、学校や企業・団体等からの依頼を受けて指導員を派遣しています。



01 救急法

日常生活における事故防止、心肺蘇生とAEDの使い方、けがの手当、傷病者の搬送、災害時の心得などについて学びます。



02 幼児安全法

乳幼児期に起こりやすい事故やかかりやすい病気、発熱・けいれんなどの症状に対する予防と手当などについて学びます。



03 水上安全法

水の事故から人命を守るため、泳ぎの基本と事故防止、溺れた人の救助、応急手当などについて学びます。



04-1 健康生活支援講習

健康増進と高齢者に起こりやすい事故の予防、日常生活の自立に向けた生活の仕方や工夫、地域での高齢者支援に役立つ基礎的な知識・技術について学びます。



04-2 避難生活支援講習

災害時の避難生活で影響を受けやすい「災害時要配慮者」への支援を中心に、身近なものを使ったケアやリラクゼーションの方法などについて学びます。



オンライン動画などのご紹介

赤十字救急法の中でも特に関心の高い「心肺蘇生」と「AEDの使い方」を学べる動画をウェブ上で公開しているほか、電子講習室「WEB CROSS」を開設しています。ご活用ください。

動画で見る
一次救命処置



赤十字 WEB CROSS
電子講習室



<https://www.jrc.or.jp/lp/webcross/>

防災教育

放課後児童クラブで実施した防災セミナー(さいたま市西区)



「自助」「共助」の力を高める

災害から人々のいのちを守るためには、地域の「自助力」と「共助力」を高めることが重要です。様々な災害で被災者支援活動を行ってきた赤十字ならではのカリキュラムを用意し、地域や学校等での防災の学びをお手伝いしています。



青少年赤十字

宿泊型研修でのグループワーク(飯能市)



「やさしさ」と「思いやり」の心を引き出し、育てる

様々な教育プログラムを通じて、「気づき、考え、実行する」力を養います。活動の主体はそれぞれの学校にあり、赤十字の持つネットワークやノウハウを活用して県内の約710校(園)が特色ある活動を行っています。



01 学校ごとの様々な活動

学校や園の先生が指導者となり、「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」の3つを柱に、学校教育の中で工夫を凝らした活動を展開しています。

02 出前授業・教材を提供

教材提供や、教職員向けの研修実施のほか、講師の派遣により授業をサポートしています。

03 体験学習の機会を提供

夏休みには小中学生と高校生を対象とした宿泊型研修(リーダーシップ・トレーニング・センター)を実施しています。また、高校では、加盟する学校同士の交流を促進するための協議会が組織され、生徒が企画して勉強会や交流会が行われています。



ボランティア (赤十字奉仕団)

地域のイベントで炊き出した「煮ぼうとう」を提供するボランティア(深谷市)



地域の安心・安全を支える

県内で約6,000人のボランティアが登録しています。
各地域での福祉・防災活動や献血推進活動、
災害発生時には炊き出しや義援金の
呼びかけなど様々な活動に
取り組んでいます。



国際活動

こころのケア活動を通じてキャンプの子どもたちと
触れ合う日本赤十字社要員(バングラデシュ)



世界中のネットワークで 人々を救う

世界各地での災害被災者や紛争犠牲者に対する
緊急救援、復興支援のほか、
開発協力、国際人道法の普及などを
行っています。
また、各国の赤十字社と交流し、
協力関係を深めています。



ボランティアグループ 「赤十字奉仕団」

各地での課題やニーズを捉え、
解決のために活動しているグループです。

01 地域奉仕団

「赤十字のボランティア活動を通じて地域
社会に貢献したい」という思いを持った人たちが、
高齢者支援、防災、赤十字のPR等の活動
を行っています。

02 特殊奉仕団

専門的な知識や技術を活かして活動して
います。その内容は救急法等の普及をはじめと
した健康・安全活動、マジックによる芸能活動
など多岐にわたります。

03 青年奉仕団

概ね18歳から39歳までの社会人や学生など
で組織され、赤十字PRイベントや献血
推進、青少年赤十字メンバーのサポート活動
を行っています。

04 個人ボランティア

特定のグループに所属せず、赤十字の各施設
で活動を支援しています。



奉仕団の
紹介



医療事業



いのちを救う

さいたま市・深谷市・小川町に赤十字病院があり、中核医療機関として地域医療に貢献しています。救急医療やがん診療をはじめ、災害時における国内外への医療チーム・要員の派遣など、様々な活動を行っています。



血液事業



いのちのバトンを繋ぐ

県内では、1日あたり約700人の献血が必要です。輸血を必要としている患者さんのため、献血ルームや献血バスでの協力を呼びかけ、24時間体制で患者さんにお届けしています。



社会福祉事業



生活を支える

熊谷市と小川町で特別養護老人ホームを運営しています。社会的な支援を必要とする方々が個人の尊厳をもって、その人らしい自立した生活を送れることを目指しています。



看護師の養成



救う人を育む

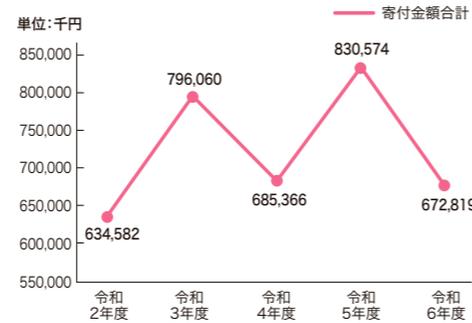
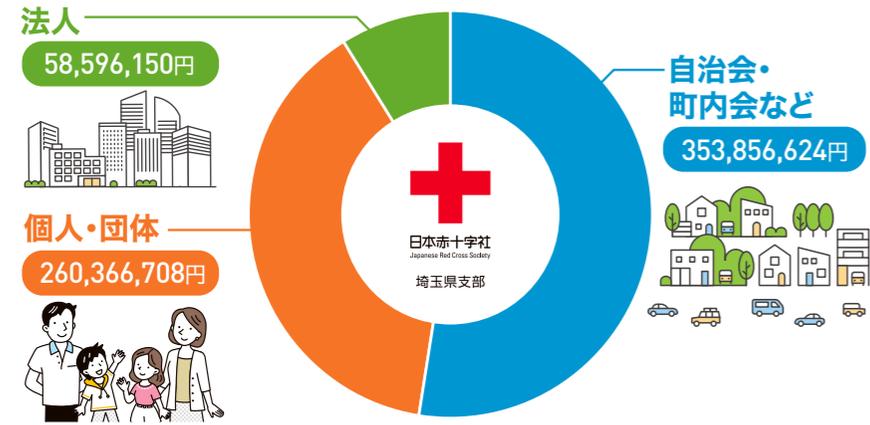
さいたま市に設立された日本赤十字看護大学さいたま看護学部では「コミュニティケア＝地域に根差した看護」や高度専門医療、災害救護活動に貢献できる看護師を目指し、独自のカリキュラムで赤十字ならではの教育を行っています。



赤十字の活動は 皆様からの温かいご寄付によって支えられています。

いただいた寄付額の内訳は、自治会・町内会など地域の皆様からが最も多く52.6%、続いて個人・団体の皆様からが38.7%、法人の皆様から8.7%となっております。「苦しんでいる人を救う」活動を継続するため、皆様からのご支援を何卒どうぞよろしくお願いいたします。

令和6年度に皆様からいただいた寄付金額合計 **672,819,482円**



ご寄付の額は年によって変動します。
皆様からの継続的なご支援が
赤十字活動の支えになります。

あなたに合った寄付の方法があります。

銀行・郵便局窓口から

- 埼玉りそな銀行** | 口座:普通 50182 支店:さいたま営業部
名義:日本赤十字社埼玉県支部
- 武蔵野銀行** | 口座:普通 66373 支店:県庁前支店
名義:日本赤十字社埼玉県支部
- 埼玉県信連(JA)** | 口座:普通 12707 本店
名義:日本赤十字社埼玉県支部
- ゆうちょ銀行** | 口座番号:00590-5-32000
口座名義:日本赤十字社埼玉県支部

その他

- クレジットカード
- 口座振替
- ネットバンキング(Pay-easy)
- コンビニ決済
- ATM など

相続財産寄付・遺贈
(故人のご遺志を形に)

**赤十字支援型
自販機の設置**
(各ドリンクメーカーに
対応しています)

相続財産寄付・遺贈の ご案内

- ～思いを託す。未来へつなぐ～
- ♥ 相続財産のうち、寄付をされた部分には相続税がかかりません
 - ♥ 相続財産寄付・遺贈についての相談窓口として、埼玉司法書士会の専門家をご紹介しますことも可能です
 - ♥ ご希望に応じて、故人のお名前を入れた感謝状を贈呈いたします

相続財産寄付・遺贈の方法を分かりやすくまとめたパンフレットをご用意しています。無料で郵送いたしますので、お気軽にお問い合わせください。

今、ご相談が増えています!



お問い合わせ先
048-789-7117 (振興課)

表彰制度 | ご寄付に対して、以下の表彰制度があります。

日本赤十字社の表彰				国の表彰		
<p>特別社員章</p> <p>毎年2千円以上の会費を納め、その合計額が2万円以上に達した方(個人・法人・団体) 2万円以上を一時または数次に納められた方(個人・法人・団体)</p>	<p>支部長表彰状</p> <p>10万円以上を一時または数次に納められた方(個人・法人・団体)</p>	<p>銀色有功章</p> <p>20万円以上を一時または数次に納められた方(個人・法人・団体)</p>	<p>金色有功章</p> <p>〈個人〉(章記) 男性</p> <p>〈個人〉(勳章式) 女性</p> <p>50万円以上を一時または数次に納められた方(個人・法人・団体)</p>	<p>社長感謝状</p> <p>すでに金色有功章を受けられ、さらに一時または数次に50万円以上を納められた方(個人・法人・団体)</p>	<p>厚生労働大臣感謝状</p> <p>同一年度内に、一時または数次に100万円以上500万円未満を納められた方(個人) ※法人・団体は300万円以上1,000万円未満</p>	<p>紺綬褒章(状)</p> <p>一時に500万円以上を納められた方(個人) ※法人・団体は1,000万円以上 ※申請により分納も可</p>

*義援金は「国または地方公共団体に対する寄付金」となるため、赤十字表彰の対象にはなりません。

税制上の優遇措置 | ご寄付いただくと、次のような税制上の優遇措置が受けられます。

納入者区分	措置の名称等	関係根拠法令	適用期間	措置の内容等
個人	①特定寄付金	所得税法	通年	寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%)から2千円を差し引いた額が、年間所得総額から控除されます。
	②住民税にかかる寄付金控除*	地方税法に基づく総務省告示	通年	総務大臣が毎年指定告示する日赤の支部事業に対してなされる寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の30%)から2千円を差し引いた額の10%が、寄付者の住民税額から控除されます。
	③相続税の非課税	租税特別措置法	通年	相続により取得した財産の全部又は一部を寄付した場合、寄付した相続財産の価額は、相続人が納めるべき相続税の課税価格に算入されません。
法人	④指定寄付金*	法人税法に基づく財務省告示	毎年4~9月	財務大臣が毎年指定告示する日赤事業に対してなされる寄付金の全額が、法人の事業年度の所得の計算上、法人の寄付限度額にかかわらず損金の額に算入されます。
	⑤特定公益増進法人に対する寄付金	法人税法	通年	法人の通常有する寄付金損金算入限度額と合わせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額が、損金の額に算入されます。

*②と④については、当支部の募集枠があり、その募集枠を超えた場合は、適用期間内であっても寄付金控除の適用は受けられません。

*②については、寄付者の居住地の各都道府県支部へのご寄付に限られます。

*損金算入限度額は、その法人の資本や所得の金額によって異なります。詳しくはお近くの税務署、税務相談室や税理士にご確認ください。

